

別表第3（第23条関係）

教育訓練の項目及び時間数

密封されていない放射性同位元素の業務従事者

項目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全な取扱い	4時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規則	1時間以上
その他必要と認める事項	必要時間

密封された放射性同位元素の業務従事者及びECD取扱者

項目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全な取扱い	1時間30分以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規則	1時間以上
その他必要と認める事項	必要時間

取扱等業務以外で管理区域に立ち入る者（一時立入者を除く。）

項目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全な取扱い	1時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規則	30分以上
その他必要と認める事項	必要時間